

東日本大震災により被災した土地又は家屋の代替土地又は代替家屋に係る固定資産税・都市計画税の特例適用申告書

令和 年 月 日

(あて先) 高崎市長

(申告者)

住 所 _____

フリガナ

氏 名 (名称) _____

個人番号

又は法人番号 _____

電話番号 — —

地方税法附則第 56 条第 10 項及び第 11 項(東日本大震災により被災した土地又は家屋の代替土地又は代替家屋に係る固定資産税の特例)の規定の適用を受けたいので、次のとおり申告します。

納税義務者	住 所	
	フリガナ	
	氏 名 (名称)	
	被災家屋の所有者との関係	

1 代替資産の状況

土地の所在地		地 積	m ²
取得年月日	年 月 日	登記年月日	年 月 日
共有名義の場合、共有持分			
住宅用地としての使用予定		<input type="checkbox"/> 住宅用地として使用する予定である	
代替土地の所有者が、被災住宅用地の所有者と三親等内の親族の場合		<input type="checkbox"/> 代替土地の上に新築される家屋に同居予定である	
家屋の所在地		床面積	m ²
家屋の種類		家屋の構造	
建築年月日	年 月 日	取得年月日	年 月 日
登記年月日	年 月 日	家屋番号	
共有名義の場合、共有持分			

東日本大震災により被災した土地又は家屋の代替土地又は代替家屋に係る固定資産税・都市計画税の特例措置が講じられます。

東日本大震災により被災した住宅用地の所有者等が代替土地を一定期間内に取得した場合、申告をすると被災住宅用地相当分について、取得後3年度分、住宅用地とみなし、住宅用地の特例が適用されます。

また、東日本大震災により滅失または損壊した家屋の所有者等が被災家屋に代わる家屋を一定期間内に取得した場合、申告をすると被災家屋の床面積の割合に応じて、代替家屋に係る税額のうち4年度分2分の1、その後の2年度分3分の1が減額されます。

○特例を受けられる要件

(1) 土地の要件

東日本大震災により滅失または損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地で平成23年度分の固定資産税について住宅用地の特例の適用を受けていたこと。

代替取得した土地も住宅用地（の予定）であること。

※取得後3年度分は代替土地の上に住宅が建設されている必要はありません。

(2) 家屋の要件

東日本大震災により滅失または損壊した家屋で、被災家屋と代替家屋の用途が同じであること。

○代替取得期間

平成23年3月11日～令和8年3月31日

※被災家屋は同期間内に解体撤去、売却等の処分がされていることが必要です。

○特例の内容

(1) 土地

代替土地のうち被災住宅用地に相当する部分を取得後3年度分について、当該土地を住宅用地とみなします。

(2) 家屋

代替家屋に係る税額のうち当該被災家屋の床面積に対する代替家屋の床面積の割合により、4年度分2分の1、その後の2年度分3分の1を減額します。

※ただし、被災家屋の床面積/代替家屋の床面積>1のときは1とする。

○申告する場所

資産税課土地家屋担当（2階 30番窓口）または各支所税務課

○提出書類

①東日本大震災により被災した土地又は家屋の代替土地又は代替家屋に係る固定資産税・都市計画税の特例適用申告書（別紙）

②裏面記載の添付書類（該当するもの）

問い合わせ先	高崎市役所	資産税課土地家屋担当	027 (321) 1220 (直通)
		倉渕支所税務課税務担当	027 (378) 4523 (直通)
		箕郷支所税務課税務担当	027 (371) 3550 (直通)
		群馬支所税務課税務担当	027 (373) 1214 (直通)
		新町支所税務課税務担当	0274 (42) 1236 (直通)
		榛名支所税務課税務担当	027 (374) 5110 (直通)
		吉井支所税務課税務担当	027 (387) 3114 (直通)

【添付書類】

◎ 土地

- 1 被災住宅用地及び代替土地の所有者の氏名（名称）、住所（本店、主たる事務所の所在地）、当該被災住宅用地及び代替土地の所在を記載した書類並びに被災住宅が震災により滅失し、又は損壊した旨を証する書類
⇒ 「り災(被災)証明書」等
- 2 被災住宅用地が平成23年度分固定資産税について住宅用地の特例の適用を受けたことを証する書類及び代替土地を住宅用地として使用する予定であることを約する書類
⇒ 「平成23年度固定資産課税台帳登録事項証明書」「特例適用申告書」等
- 3 被災住宅用地の面積を証する書類
⇒ 「平成23年度固定資産課税台帳登録事項証明書」等
- 4 相続人等が、特例の適用を受けようとする場合
 - (1) 被災住宅用地の所有者の相続人であることを証する書類
⇒ 「戸籍謄本」
 - (2) 三親等内の親族で、代替土地の上に新築される家屋に同居する予定であることを約する書類
⇒ 「戸籍謄本」「特例適用申告書」
 - (3) 合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人であることを証する書類
⇒ 「法人の登記事項証明書」

◎ 家屋

- 1 被災家屋の所有者の氏名（名称）、住所（本店、主たる事務所の所在地）、被災家屋の所在地を記載した書類並びに被災家屋が震災により滅失し、又は損壊した旨を証する書類
⇒ 「り災(被災)証明書」等
- 2 被災家屋が存したことを証する書類及び代替家屋の詳細を明らかにする書類
⇒ 「平成23年度固定資産課税台帳登録事項証明書」「登記事項証明書」「建築確認申請書」等
- 3 相続人等が、特例の適用を受けようとする場合
 - (1) 被災家屋の所有者の相続人であることを証する書類
⇒ 「戸籍謄本」
 - (2) 被災家屋の所有者と同居する三親等内の親族であることを証する書類
⇒ 「戸籍謄本」「住民票」
 - (3) 合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人であることを証する書類
⇒ 「法人の登記事項証明書」

※ 必要に応じて上記以外の書類を提出していただく場合もあります。

※ 必要に応じて被災家屋の所在する市町村へ問い合わせさせていただく場合があります。